

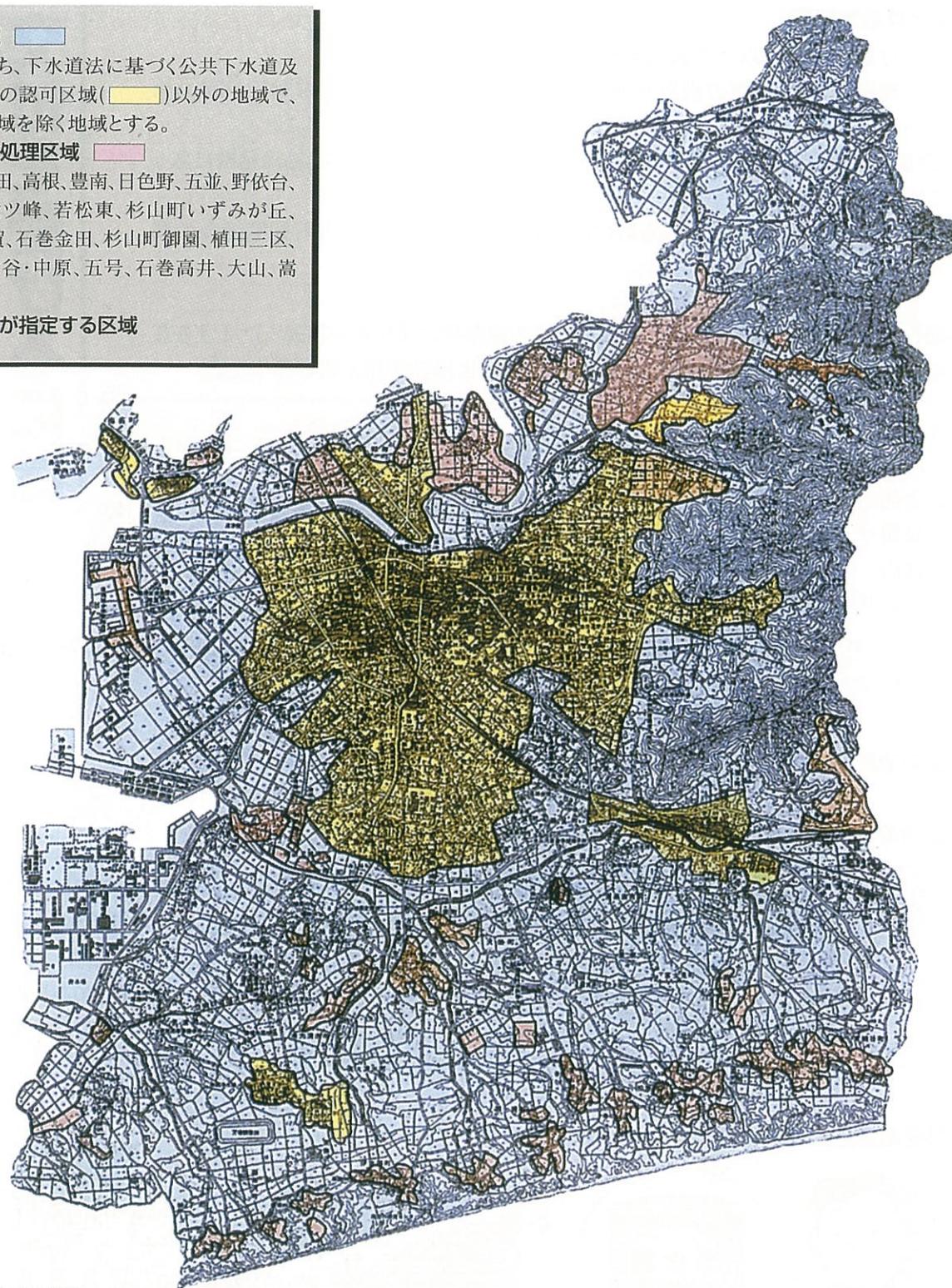
**補助対象地域**

豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の認可区域()以外の地域で、次に定める区域を除く地域とする。

①**地域下水道処理区域**

天津、天伯、植田、高根、豊南、日色野、五並、野依台、駒形、大村、六ツ峰、若松東、杉山町いづみが丘、下五井・横須賀、石巻金田、杉山町御園、植田三区、野依、下条、雲谷、中原、五号、石巻高井、大山、嵩山

②**その他市長が指定する区域**



〈対象地域の町名〉50音順

**全域補助対象地域** 青竹町、明海町、石巻小野田町、石巻中山町、石巻西川町、石巻萩平町、石巻平野町、岩崎町、岩屋町、老津町、大崎町、大清水町、賀茂町、川崎町、清須町、新西浜町、神野西町一丁目、神野ふ頭町、高田町、問屋町、原町、東大清水町、東高田町、東幸町、富士見町、船渡町、豊栄町、豊清町、三弥町、南大清水町、吉前町

**一部補助対象地域** 芦原町、伊古部町、石巻町、石巻本町、磯辺下地町、一色町、飯村町、岩田町、植田町、牛川町、雲谷町、梅藪町、瓜郷町、大岩町、大村町、大山町、大脇町、王ヶ崎町、下条西町、下条東町、小島町、駒形町、小松原町、小向町、佐藤町、下五井町、下地町、城下町、神野新田町、杉山町、嵩山町、高師町、高師本郷町、高洲町、高塚町、多米町、寺沢町、天伯町、中野町、中原町、長瀬町、西赤沢町、西口町、西高師町、西七根町、西幸町、西山町、野依町、畑ヶ田町、浜道町、東赤沢町、東七根町、東細谷町、日色野町、富久縞町、藤並町、二川町、細谷町、前芝町、松井町、三ノ輪町、牟呂町、横須賀町、若松町



## 浄化槽設置整備事業補助金制度

(平成26年度より補助金が増額になりました)



浄化槽の補助金制度に関する問い合わせ先

豊橋市環境部廃棄物対策課 ☎ (0532) 51-2410

豊橋市

# 補助金の 交付を受けるには



私たちの暮らしの中で、美しい海や川は、豊かな自然の恵みや安らぎを与えてくれるかけがえのないものです。その海や川を汚す大きな原因の一つは、私たちが炊事、洗濯、風呂等で使った生活排水です。

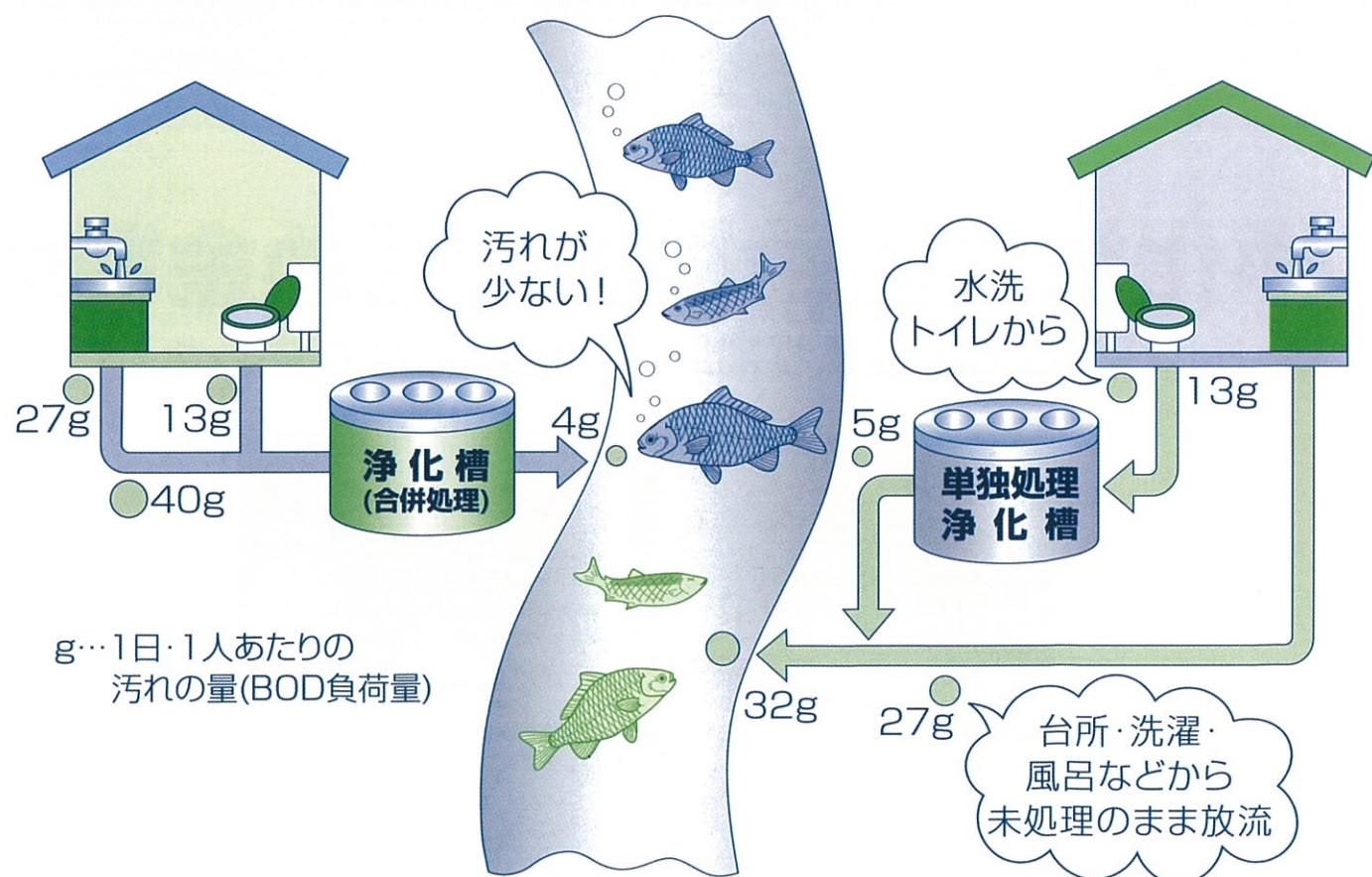
浄化槽(合併処理)を設置すると、すべての生活排水を浄化して放流するため、環境に対する負荷が非常に少なくなります。

快適な生活と豊かな環境づくりのため、浄化槽補助金制度をご活用ください。

## 浄化槽設置整備事業 補助金制度のあらまし

この制度は海や川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るために、浄化槽(合併処理)を設置しようとする方にその設置費の一部を補助金として交付するものです。

### ●浄化槽(合併処理)と単独処理浄化槽の汚水の違い



### 1 対象となる浄化槽

- ①処理対象人員50人以下の低炭素社会対応型浄化槽(合併処理)
- ②浄化槽法第4条第2項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率90%以上、かつ放流水のBOD20mg/l以下 の機能を有すること。
- ③「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するもの。
- ④処理対象人員10人槽以下のものにあっては全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽であること。

### 2 補助金の交付を受けることのできる方

▶単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換(浄化槽設置届出書を伴う改造)

- ①専用住宅
- ②併用住宅(延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建築物)
- ③集合住宅
- ④公民館・地域集会所
- ⑤飲食店
- ⑥排水の状況が①～⑤の建築物の排水に類似すると市長が認める建築物

※新築及び建築確認を伴う大規模な増改築による浄化槽の設置については、平成23年度から補助対象外となりました。

### 3 補助対象地域(裏面を参照)

### 4 補助金の額

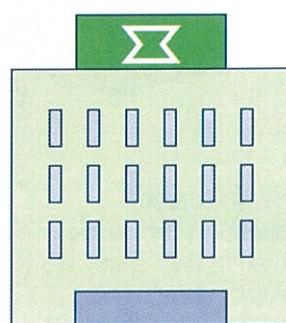
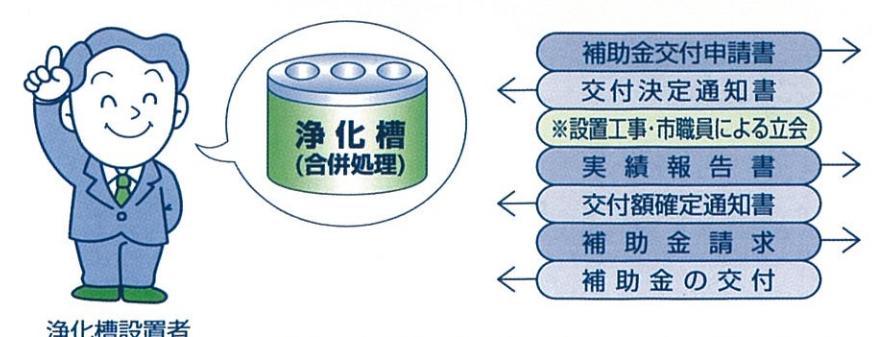
設置費の一部を補助金として交付します。(平成26年度より増額になりました。)

人槽区分	補助金額
	単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換
5人槽	388,000円
6～7人槽	483,000円
8～50人槽	640,000円

単独処理浄化槽から浄化槽(合併処理)へ転換される方には、左記補助金額に加算して単独処理浄化槽撤去費への補助(上限9万円)の対象となる場合があります。詳しくは、市役所廃棄物対策課までお問い合わせください。

### 5 手続きの方法

補助金交付手続きは次のようにになります。



※設置工事は愛知県知事の登録を受けた工事業者に依頼してください。

### 6 申請される方へ

補助金の申請は毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。